

令和5年第3回

# 荒川区教育委員会定例会

令和5年2月10日

於) 第四中学校 学校図書館

荒川区教育委員会

令和5年荒川区教育委員会第3回定例会

- |        |  |  |
|--------|--|--|
| 1 日 時  | 令和5年2月10日  | 午後3時30分  |
| 2 場 所  | 第四中学校 学校図書館  |  |
| 3 出席委員 | 教 育 長<br>教育長職務代理者<br>委 員   | 高 梨 博 和<br>長 島 啓 記<br>小 林 敦 子  |
| 4 欠席委員 | 委 員<br>委 員   | 坂 田 一 郎<br>繁 田 雅 弘   |
| 5 出席職員 | 教 育 部 長<br>教育総務課長<br>学 務 課 長<br>指 導 室 長<br>教育センター所長<br>書 記<br>書 記<br>書 記 | 三 枝 直 樹<br>山 形 実<br>佐 藤 彰 洋<br>津 野 澄 人<br>杉 山 茂<br>小 川 綾 一<br>丸 田 恭 雅<br>宮 島 弘 江 |

( 1 ) 審議事項

議案第 4 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 8 条に基づく内申について

( 2 ) 報告事項

ア 感染症に伴う学級閉鎖等の状況について

イ 小学校における生理用品の学校トイレへの設置について

( 3 ) その他

教育長 ただいまから荒川区教育委員会令和5年第3回定例会を開催いたします。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、3名出席となっております。坂田委員と繁田委員は御欠席との連絡を頂いております。

議事録の署名委員につきましては、長島委員、小林委員、御両名にお願いいたします。よろしく申し上げます。

11月25日開催の第22回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、皆様に御確認いただきました。本日、特に御意見等がなければ承認とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 では、承認といたします。

ただいまから、本日の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

本日は審議事項1件、報告事項2件となっております。

初めに、議案第4号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に基づく内申について」は、人事の案件となっております。そのため、議案第4号について会議を非公開として審議させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認めます。

議案第4号についての会議は非公開といたします。事務局職員は説明者を除き、退室をお願いします。

<非公開>

教育長 報告事項に移らせていただきます。報告事項ア「感染症に伴う学級閉鎖等の状況について」を議題といたします。佐藤学務課長、説明をお願いします。

学務課長 それでは、学級閉鎖の状況について御報告をいたします。

資料は3ページ、4ページになります。

前回、1月27日の御報告以降の学級閉鎖の状況ですけれども、4ページの下から4段目、汐入東小学校から上がその対象になります。

新型コロナウイルスによるものが1校2クラス、インフルエンザによるものが7校8クラスということになっております。新型コロナウイルスの感染につきましては、東京都では、昨日2,000人ちょっとということで、徐々に減少している状況です。区内の学校・幼稚園からの感染の報告も1桁台という形で減少しております。

一方、インフルエンザにつきましては、2月2日に東京都福祉保健局から都内のインフルエンザ流行注意報というものが出されているなど、感染にも注意が必要な状況であります。感

染防止するためには、都においては予防接種の推奨もされておりますが、前回もお話ししましたとおり、手洗い、うがい、またマスクの着用など、新型コロナウイルスの感染対策が有効とのことです。

また、学校や幼稚園では、学校便りなどの中でインフルエンザの話題に触れて、各御家庭でも感染に気を付けるように周知をしているような取組も見られておりますので、引き続き、感染状況を注視しながら、注意喚起に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたら、お願いいたします。

長島委員。

長島委員 インフルエンザの学級閉鎖というのは、インフルエンザにかかった子どもが何人という基準のようなものはあったのでしょうか。

学務課長 クラスの20%が目安となっております。実際には、おおむね3人から4人ぐらいの感染者数で、そのお子さんプラス、発熱ですとか、ちょっと具合が悪いというお子さんが何人かお休みしていて、2桁まではいかないのですけれども、それぐらいで学級閉鎖にしているといった状況でございます。

長島委員 コロナよりも発熱とかは、やはり人数的には多くなっているということですね。

学務課長 そうですね。

長島委員 ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。そのほか、ございませんでしたら、次に移らせていただきます。

報告事項イ「小学校における生理用品の学校トイレへの設置について」を議題といたします。これも佐藤学務課長、お願いします。

学務課長 それでは、「小学校における生理用品の学校トイレへの設置について」御説明をさせていただきます。資料は5ページからになります。

こちらは、コロナ禍において、経済的な理由で生理用品を十分に購入できないといった女性を支えていこうということで、生理の貧困の問題を背景に動き出したものでございます。

荒川区におきましては、令和3年度に全中学校のトイレに生理用品を設置しまして、生徒たちが困ったときにも使用できるように対応してきたところです。

今年度の2学期に入りまして、小学校においても2校で試行的に実施をしてまいりましたが、一定の利用が見られるというところで、全校にも順次設置を進めていきたいというものでございます。これまでも保健室には設置をしておりましたので、先生方に相談すれば、子どもたちにも渡せる体制となっておりますけれども、中には、先生にちょっと相談するのが苦手なお子さんもおりますので、高学年のお子さんたちが使用するトイレに設置すること

で、必要なときに使用できるようにしていきたいと思っております。

実施に当たりましては、使用する児童生徒への周知はもちろんですが、保護者への周知等も図りまして、御理解いただいた上で進めてまいりたいと考えております。

7ページの資料が保護者の皆様に周知する文案と、それ以降9ページ、10ページにつきましては、設置されている現在の状況の写真を添付させていただいております。

説明は以上となります。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

どうぞ、小林委員。

小林委員 生理用品の学校への設置は、整理の貧困への対応ということから、非常に重要だと思っております。設置場所ですが、具体的にどんなところを考えておられるか、お願いいたします。

学務課長 小学生が対象になりますので、小学生のうち高学年のお子さんが使われるトイレということで、それぞれ学校にも、どの辺であれば、お子さんたちが一番使いやすい場所なのかということをお聞きしながら対応しております。

基本的に、トイレのうちすべてにつけるというよりは、最初2ブースぐらいに設置をしまして、お子さんたちに周知をして、こういったところで取れるよということで使っていただくような対応で進めております。

小林委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 ほかに、いかがでしょうか。

長島委員、よろしいですか。

長島委員 この間、大学院の授業でジェンダーフリーについて発表した院生がいて、それでちょっと考えさせられたことがあったのですが、周知について「男女別教育時等を利用して」とありますよね。これは小学校でも今、ある学年から男子と女子分けてとか、特に女子ですかね、やっているということで理解してよろしいでしょうか。

指導室長 男女分けてというところで、教科の中でもなかなか難しいと思います。例えば健康診断のときには男女別で行いますので、そうした機会を捉えながらですとか、あとは、移動教室のときに、例えば4年生のときに女子への指導がありまして、各学校でうまい具合に時間を見て、時を選んでやっております。

きっと一番やりやすいのは、健康診断を活用するときかなと思っております。そういうときには養護教諭がしっかりと考えてやりますので、取り立てて男女別教育というところはありません。

長島委員 決まった時間こうなっているというのではなくて、その学校ごとに機会を設けて、

必要な情報を提供しているという理解でよろしいですかね。

指導室長 はい。特に小学校の場合ですと、基本は男女一緒にやっています。中学校ですと、体育で男子と女子、別になったりもしますので、そのときに中学校の場合は指導しやすいと思いますが、小学校は健康診断等の時間を活用していくことが多いと思います。

長島委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。それでは、本件については以上とさせていただきます。

次に、その他の報告事項として、教育委員会の日程について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 13ページを御覧いただければと思います。

今回、修正箇所についてはございません。ただ、下の段、その他の予定のところを御覧いただければと思いますが、次回の2月24日、定例会終了後に中学校長会との懇談会を予定しておりますので、ぜひ御参加をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長 以上をもちまして、教育委員会令和5年第3回定例会を閉会といたします。この後、協議会に移らせていただきます。

了